

コープみらい都市ガス事業におけるプライバシーポリシーについて

生活協同組合コープみらいは、コープガスの取り次ぎ供給事業に関わり、以下のとおり組合員の個人データを共同利用します。
共同利用する個人データは、以下の目的で利用します。
利用目的を超えて本件個人データを利用しません。

【商品・サービスのご提案目的に関するもの】

共同利用者の目的

共同利用者による、首都圏における商品・サービスの提案・提供・開発・改善およびこれらに付随する業務を行うため

共同利用する個人データ項目

基本情報（お客さまの属性、氏名、住所、電話番号、ご加入サービス関連情報） 設備情報（お客さまのご自宅や電化製品・ガス機器等に関連する情報等） 顧客接点情報（当社とお客さま間の通信履歴・通信予定、当社の訪問履歴・訪問予定、通信時や訪問時におけるお客さまの申し出内容・当社の対応内容、お客さまの当社ウェブサイトご利用状況、当社が実施したアンケート結果等） その他共同利用の目的を達成するために必要な情報

共同利用者範囲

株式会社 CD エナジーダイレクト

共同利用個人データの管理責任者名称

当該個人情報を一時的に取得した共同利用者

【ガス取次事業に関するもの】

共同利用者の目的

1. 託送供給契約の締結、変更または解約のため
2. 小売供給契約（最終保障供給に関する契約を含む。）の廃止取次※4 および供給者切替に伴う消費機器等の保安に関する情報の提供のため
3. 供給地点に関する情報の確認のため
4. ガス使用量の検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ等の緊急時対応その他の託送供給契約に基づく一般ガス導管事業者の業務遂行のため
5. 消費機器調査の結果の通知のため※5

共同利用する個人データ項目

1. 氏名、組合員コード、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、生協識別番号、組合員コード、およびその他組合員に関する基本情報
2. 小売供給契約の契約番号
3. 供給地点に関する情報：供給地点特定番号、計器情報、負荷計測器有無、検針情報、供給圧力、託送契約異動情報、建物情報

4. 供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報：ガス事業法※6 第 159 条第 4 項に規定する通知に関する情報

共同利用者範囲

1. ガス小売事業者※2
2. 一般ガス導管事業者※3

共同利用個人データの管理責任者名称

1. 基本情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者（ただし、最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者）
2. 供給地点に関する情報：供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者（一般ガス導管事業者が行う特定ガス導管事業の供給地点を含む。）
3. 供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者（ただし、最終保障供給を受けている需要者に関する情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者）

※1 生活協同組合コープみらいは、共同利用の目的のために情報項目ごとに必要な範囲の事業者を限定して組合員の個人情報を利用するものであり、必ずしもすべてのガス小売事業者および一般ガス導管事業者との間で組合員の個人情報を共同利用するものではありません。

※2 ガス小売事業者とは、ガス事業法※6 第 6 条第 1 項に規定する登録拒否事由に該当せず、ガス小売事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（ガス事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年 6 月 24 日法律第 47 号）の附則により、ガス小売事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネルギー庁のホームページをご参照ください）。

※3 一般ガス導管事業者とは、ガス事業法※6 第 35 条の許可を受けた事業者（ガス事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年 6 月 24 日法律第 47 号）の附則により、一般ガス導管事業者の許可を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、所在地等につきましては、日本ガス協会のホームページをご参照ください）。

※4 「小売供給契約の廃止取次」とは、組合員から新たに小売供給契約の申し込みを受けた事業者が、組合員を代行して、既存の事業者に対して、小売供給契約の解約の申し込みを行うことをいいます。

※5 ガス事業法第 159 条第 4 項の規定により、ガス小売事業者は、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者に対し、消費機器調査の結果を通知します。

※6 ガス事業法とは、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年 6 月 24 日法律第 47 号）第 5 条による改正後のガス事業法（昭和 29 年 3 月 31 日法律第 51 号）をいいます。